

すべての人が安心できる安全衛生環境を促進。

安全衛生マネジメントシステム

当社は2018年11月28日に建設業労働安全衛生マネジメントシステム(NEW COHSMS)が全社で認定されました。

2022年8月1日に安全衛生管理標準の改訂版を発行し、事業活動に伴う労働災害、公衆災害、交通事故の防止と安全衛生水準の向上に努めています。

2023年安全目標

重大災害	ゼロ	公衆災害発生件数	前年比 50%減
公衆災害(第三者人身災害)	ゼロ	交通事故発生件数	前年比 50%減
度数率	0.75 以下(休業1日以上)(統計外含む)	環境トラブル	ゼロ
災害率	2.00 以下(不休災害以上)(統計外含む)		

$度数率 = \frac{\text{休業1日以上の労働災害による死者数} \times 1,000,000}{\text{延べ労働時間}} \quad (小数点3位以下は四捨五入)$
 $災害率 = \frac{\text{不休災害以上の労働災害による死者数} \times 1,000,000}{\text{延べ労働時間}} \quad (小数点3位以下は四捨五入)$

工事部門における重点管理項目

- 【重機・車両に関連した災害の防止】**
- 1 立入禁止措置と重機の安全補助装置の設置活用
 - 2 誘導者の配置
 - 3 オペレーター、作業員への教育指導(作業手順、KY活動、安全巡視)
- 【道路の陥没事故防止】**
- 1 道路管理者の承諾と確実な施工
 - 2 点検の実施と異常時の措置
- 【架空線等上空施設・地下埋設物・重要構造物の損傷事故防止】**
- 1 管理者の立合いと事前の確認調査
 - 2 目印表示等の設置による見える化
 - 3 「公共物近接作業実施要領」による指導と事故災害事例の活用による啓発
- 【安全管理向上のための教育の充実】**
- 1 安全衛生環境教育の充実
 - 2 施工検討会での安全品質管理の検討
 - 3 作業員に対する安全教育の充実
- 【働き方改革と健康障害の防止】**
- 1 時間外労働の削減と休日取得
 - 2 特定業務従事者健康診断の受診、医師の就労制限意見の尊重

建築部門における重点管理項目

- 【墜落転落災害の撲滅】**
- 1 工事検討会(鉄骨工事・足場組立解体工事)の実施と日常点検の実施
 - 2 墜落制止用器具(フルハーネス型、胴ベルト型)の適切な着用および使用の周知・指導の徹底
- 【建設機械等の稼働に関連した災害の防止】**
- 1 クレーンなどの機械使用時の計画の立案とその確実な実施
 - 2 作業員および搬入出車輛運転手に対するルールの周知
 - 3 人と重機との接触を物理的および機械的に回避する方策の実施

【環境に対するトラブルの回避】

- 1 着工前の環境的なトラブルの可能性の把握とその排除
- 2 自然環境に起因する環境事故が予想される場合のフォローの実施

【安全意識の向上】

- 1 工事事務所長および工事担当責任者に対する安全衛生環境教育の充実
- 2 業者選定における安全意識レベル把握と工場のための施策の実施

【働き方改革と健康障害の防止】

- 1 休日取得の推進および時間外労働の削減
- 2 工事事務所における業務量の低減

製品事業部門における重点管理項目

【重機・車両に関連した災害の防止】

- 1 場内重機作業エリアにおいて、人と重機を分離する立入禁止措置を徹底する。また、「重機の自動停止装置」等によるダブルセーフティーを図る。
- 2 場内清掃作業に使用する重機はヘッドガード付きの機種を使用する。また、狭隘部での作業は人力作業とする。重機を使用する際には、人と重機を分離する立入禁止措置を徹底する。
- 3 ダンプ車両荷台シート脱着および付着防止剤塗布作業における転落事故防止対策について、場内ルール、並びに作業手順を運転者に対して指導する。また作業場に掲示し啓蒙を図る。
- 4 安全衛生・環境保全に係る看板の効果的設置や「ダンプ自動シート・自動噴霧装置」など新技術の普及推進により、重機・車両における事故防止体制を整備する。

- 【工場機械設備災害の撲滅】**
- 1 機械設備動力可動部には、安全カバーなど設置による挟まれ・巻き込まれ防止措置を徹底する。
 - 2 高所における墜落制止用器具の着用、並びに器具の定期的な点検を徹底する。
 - 3 繰り返し型災害の再発防止に向け、重点危険箇所の即時改善もしくは立入禁止措置を徹底する。

【働き方改革と作業環境の整備】

- 1 従業員の出勤管理の徹底と4週7休以上の休日取得、年720時間以下の時間を目標として推進する。(振替休日の活用)
- 2 会社が指定する作業環境管理区分に該当する作業場「試験室・手選別室」などにおいて、作業環境の整備、定期的な環境測定、保護具着用の状況、作業員の健康診断について作業手順書を作成し管理する。

【本・支社幹部のパトロール強化】

- 1 支社ごとに重点管理工場を指定し、重点的にパトロールを実施する。(チェックシート等の適切な運用)
- 2 パトロール時には、当日の「作業打合書・安全指導書」と「重機作業計画書」の確認を行い、作業が計画どおりに行われているかの点検と安全管理状況の点検を実施する。
- 3 WEBパトロール実施を強化する。(統一WEBカメラを全国展開・活用し、適時工場を確認)

【安全意識向上のための教育の実施】

- 1 本・支社幹部は、社員および協力会社の事業主・職長に対する安全衛生環境教育を実施し、管理能力の向上を図る。
- 2 社員や協力会社間のコミュニケーション活性化を図り安全意識の統一を図る。
- 3 機械整備・点検・清掃・メンテナンスなど作業における作業手順書の作成および周知の徹底と、一人作業禁止(点検を除く)ルールを遵守する。
- 4 重機オペレーター・ダンプ運転手への教育を定期的に行い、安全意識向上を図る。

【交通ルールの遵守】

- 1 すべてのダンプに最大積載量の表示を行うとともに、工場内に過積載禁止看板を設置し、「見える化」による過積載撲滅をはかる。
- 2 工場入退場口の安全対策を講じ、公衆災害の撲滅を図る。
- 3 交通事故撲滅のため、意識の高揚と道交法などの知識を深める教育を強化する。
- 4 安全運転管理者による年2回以上の交通安全教育を実施する。

【働き方改革と作業環境の整備】

- 1 従業員の出勤管理の徹底と4週7休以上の休日取得、年720時間以下の時間を目標として推進する。(振替休日の活用)
- 2 会社が指定する作業環境管理区分に該当する作業場「試験室・手選別室」などにおいて、作業環境の整備、定期的な環境測定、保護具着用の状況、作業員の健康診断について作業手順書を作成し管理する。

パトロールの実施

当社では以下のようなパトロールを実施し、事故災害の撲滅に努めています。

社長パトロール

社長によって行われるパトロールです。



支社、工事事務所によるパトロール

支社長をはじめとする支社幹部や工事事務所長によってパトロール計画に則り定期的に行われる安全パトロールを実施しています。

事業主パトロール

協力会社の事業主によって毎月2回以上行われる安全パトロールです。



協力会社との係わり

職長への教育について

建設業の担い手不足は業界が抱えている問題です。

当社は安全衛生環境協会の正会員協力会社に所属する職長が、安全管理能力や施工管理能力と積算能力、生産性・利益向上を目的として、全国で「職長への教育」を実施しています。

マイスター職長制度について

当社の施工現場において労働災害防止と品質のさらなる向上を図ることは、喫緊の課題です。そのためには協力会社の優秀な職長を確保することは必要不可欠です。

「大成ロテックマイスター職長制度」は、優秀な職長を当社の施工現場に確保すると共に技術・技能を継承するために優良技能者報酬制度として2016年に定めたものです。



マイスター職長に認定された方のヘルメットに貼るステッカー

マイスター職長の認定条件

- 1 安全衛生環境協会正会員の協力会社に所属し、当該会社に5年以上勤務している「現場施工に直接かかわる職長」で災害防止活動、職長会活動、職場(現場)環境改善、品質の向上・確保に積極的に協力し作業指揮等の能力が高く、実績・貢献度などが総合的に優秀な者。
- 2 認定基準
 - 1 協力会社の正会員の社員で該当会社に5年以上勤務している者。
 - 2 工事事務所主催の「職長への教育」を1回以上受講し成績が優秀な者。
 - 3 職長・安責者教育終了後、5年以上現場に携わった者。
 - 4 能力向上教育修了者。
 - 5 新CFT又は、RST資格保持者であり協力会社に職長教育が実施できる者。
 - 6 特別教育インストラクター資格取得に意欲がある者。
 - 7 認定時に、新CFT又はRST資格を保有していないが、認定後1年以内に新CFT又はRST資格を取得できる者。
 - 8 CCUS登録をしている者。
- 3 スーパーマイスター

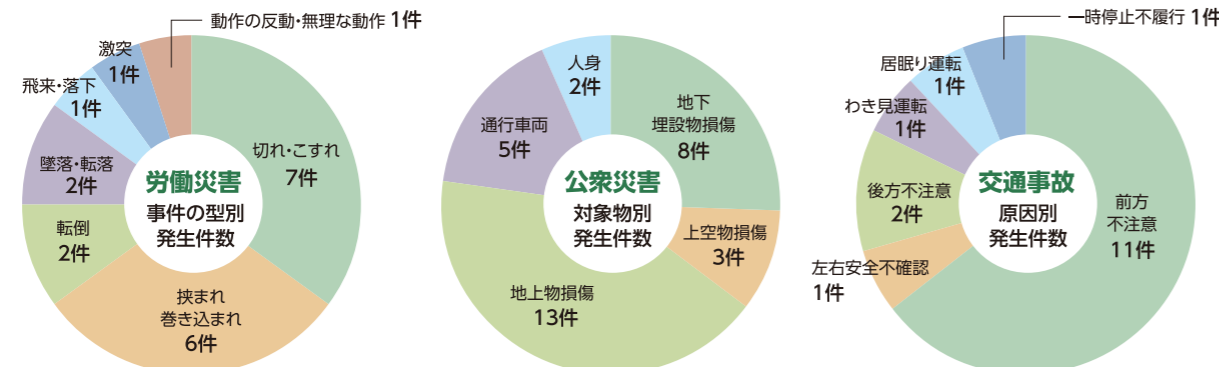
マイスター職長として3年間以上施工現場に従事し直近3年間の平均就労日数が年間100日以上で本人および指揮下の作業員が無事故・無災害であり実績・貢献度などが特に優秀な者。

※以下のいずれかに該当する場合は、認定から除外する。

- (1) 68歳に到達した者。
- (2) 過去1年間に当社施工現場にて重大な公衆災害並びに休業4日以上の労働災害を発生させた協力会社に所属する者。(重大な公衆災害については、事故発生後当社が判断する。)

2022年の事故・災害発生状況

総括



労働災害は20件(前年36件、前々年23件)発生しました。工事の労働災害は19件、合材工場が発生した労働災害は1件でした。『切れ・こすれ』『挟まれ・巻き込まれ』が多発しました。

物損事故は31件(前年44件、前々年17件)発生しました。地上・上空物の事故が約半数を占めました。人身事故は2件発生しました。

交通事故は17件でした。(前年22件、前々年19件)『前方不注意』による交通事故が多発し、全発生件数の64.7%でした。